

船舶事故調査報告書

令和元年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成30年12月15日 09時00分ごろ
発生場所	島根県浜田市伊勢島北西方沖 馬島灯台から真方位236°670m付近 (概位 北緯34°54.0′ 東経132°02.4′)
事故の概要	プレジャーボート ^{いっくしま} 厳島丸は、漂流中、転覆した。
事故調査の経過	平成31年1月31日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 厳島丸、0.4トン
船舶番号、船舶所有者等	272-12036島根、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：波向 北北東、波高 約1m以上、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、船首を北方に向け、漂流して釣りを開始し、船長が、岩礁や浅瀬などで磯波が発生しやすい海域であることを知っていたが、これまで幾度も同海域で漂流した経験があったので、波高約1mまでであれば問題ないと思い、漂流を続けていたところ、突然、船首が持ち上がり、左舷側に傾いて舷側から海水が流入し、転覆した。</p> <p>船長は、海へ投げ出された際、所持していたスマートフォンが海中に没し、本船の船底に^{つか}掴まっていたところ、通り掛かったプレジャーボートに救助された。</p> <p>船長は、固型式救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、船長が、波高約1mまでであれば問題ないと思い、磯波が発生しやすい海域で漂流を続けたことから、波高約1m以上となった磯波を右舷船首部に受け、左舷側に傾いて舷側から海水が流入し、転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、磯波が発生しやすい海域で漂流を続けたため、波高約1m以上となった磯波を右舷船首部に受け、左舷側に傾いて舷側から海水が流入し、転覆したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磯波が発生しやすい海域に近づかないこと。 ・緊急時の連絡手段を確保するため、防水型の携帯電話又は防水パ

	ックに入れた携帯電話を常に身に付けておくこと。
--	-------------------------